

議会運営委員会記録

○開催日時

令和5年11月13日 午前9時56分～午前10時16分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（7人）

委員長	森 満 晃	委員	帯 田 裕 達
副委員長	成 川 幸太郎	委員	坂 口 正 幸
委員	川 添 公 貴	委員	岩 切 正 之
委員	下 園 政 喜		

○欠席委員（2人）

委員	山 元 剛	委員	溝 上 一 樹
----	-------	----	---------

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 大田黒 博

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長	中 島 由美子	議員	阿久根 憲 造
-----	---------	----	---------

○説明のための出席者

行政管理局長	鬼 塚 雅 之		
総務課長	黒 木 諭	議会事務局長	田 代 健 一
法制担当主幹	小 島 早智子	議事調査課長	久 米 道 秋

○事務局職員

事務局長	田 代 健 一	管理調査グループ員	米 森 祐 太
議事調査課長	久 米 道 秋	議事グループ員	森 谷 瑞 生
課長代理兼議事グループ長	上 川 雄 之	議事グループ員	今 吉 聖 人
主幹兼管理調査グループ長	原 浩 一		

○審査事件等

- 1 陳情の取扱いについて
 - 2 陳情付託に伴う臨時会の招集請求について
 - 3 令和5年第4回臨時会の会期（案）について
 - 4 令和5年第4回臨時会に付議される事件について
-

△開 会

○委員長（森満 晃）これより議会運営委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、お手元の審査日程により審査を進めます。

ここで、2名からの傍聴の申出がありますので、これを許可します。なお、会議の途中で追加の申出がある場合にも、委員長において随時許可いたします。

まず、議長から御挨拶をお願いいたします。

○議長（大田黒 博）皆さん、おはようございます。

御存じのとおり、7日に九州電力の池辺社長が市長そして議会のほうへ表敬をいただきまして、報告があったところでございます。マスコミ等であつたように、それに対しまして、また陳情等がいろいろと出てきておりまして、慎重審議しながら特別委員会に付託をしなければいけないと思つておるところでございます。

付託の時期等について検討いただくために、臨時会を含めて今日議運で検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

終わります。

△陳情の取扱いについて

○委員長（森満 晃）それでは、陳情の取扱いについてを議題といたします。

まず、提出のあつた陳情について、事務局に一括説明を求めます。

○議事調査課長（久米道秋）それでは、資料1を御覧いただきたいと思います。

この閉会中に提出されました陳情についてでございます。

まず、1番目の表の1番目になりますが、川内原発1・2号機の20年延長運転に反対する陳情で、提出者は、市内神田町、川内原発建設反対連絡協議会の代表、鳥原良子氏でございます。受理日は、本年10月19日でございます。

次に、2番目ですが、川内原発20年運転延長に反対することを求める陳情で、市内入来町、さよなら原発いのちの会の堀切時子氏から提出され、

本年10月19日に受理したものでございます。

3番目は、原子力発電推進から脱却し原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情で、市内宮内町、グリーンコープかごしま生活協同組合ほくさつ支部委員長の武藤智子氏から提出されたもので、本年11月6日に受理してございます。

ここで、陳情書の写しを御覧いただきたいと思います。

1番目の陳情の2ページになりますけれども、1番下の段落でございますが、記以下にありますとおり、川内原発1・2号機の20年延長運転に断固反対し、市民の命と財産を守るために尽力することを求めている陳情でございます。

次に、陳情の2番目になりますが、こちらも記以下にありますとおり、まず一つ目に、後藤政志氏を参考人として呼びし、延長運転の危険性を御認識いただきたい。それから二つ目は、川内原発延長運転の危険性の十分な審議がされていないため、運転延長に反対してくださいといった2項目を求めている陳情となっております。

次に、3番目の陳情でございますけれども、下段にありますとおり、1番目に、川内原発は原則40年で廃炉とし、これからを生きる子どもたちのためにも脱原発を進めること。二つ目に、節電・省エネ、そして燃料を輸入に頼らない自然エネルギーの利用を拡大し、県民・市民の声を受け止め、持続可能なエネルギー政策への転換を進めること。以上の2項目が陳情事項となっております。

ここで、資料1にお戻りいただきたいと思います。

中段にありますとおり、2番目の付託する場合の付託時期でございます。

一つ目に臨時会、それから二つ目に12月定例会が考えられるところでございます。

なお、米印にありますとおり、臨時会で付託する場合は、招集請求に記載する付議事件に追加する必要があります。

その下に、申合せが、記載がありますけれども、2の（1）閉会中の提出では、定例会召集日前に受理されたものは、会期中において、本会議審議又は委員会付託を行うこととするとなっております。

その下、(3)になりますけれども、臨時会が開かれる場合は、臨時会開会前に受理されているものは、原則、臨時会本会議での審議又は閉会中の継続審査事件として委員会付託を行うこととするとなっているものでございます。

○委員長(森満 晃) ただいま説明がありましたが、これらについては、この閉会中に提出されたものでありますが、申合わせにより、通常どおり次期定例会で取り扱うか、もしくは臨時会で取り扱うこととなりますが、このことを踏まえて、それぞれ取扱いを審査していきます。

まず、川内原発1・2号機の20年延長運転に反対する陳情について、付託の可否や付託先について、御協議いただきたいと思います。

それでは、質疑、意見はありませんか。

○委員(帯田裕達) 川内原子力発電所対策調査特別委員会に付託してはどうかと考えております。よろしくお願いします。

○委員長(森満 晃) そのほかありませんか。

○委員(川添公貴) 委員長が今、付託の時期をとおっしゃったので、付託先は原子力発電所調査特別委員会がいいと思うんですが、今回、もろもろ参考人招致等も準備をされておりますので臨時会を開いて、先だっては、他に意見が出なかったもので、通常どおり申合せ事項のとおりという意見を私は述べさせていただきましたけれども、やはりそういう市民の皆さんの声を一つのテーブルに乗せて審査をしていくべきだろうと思いますので、できれば、臨時会を招集して付託をして、この部分を含めてもろもろの意見を開陳していったほうがいいのではないかと思いますので、私は、議長職権におかれて臨時会を開催し付託していただければと思います。

付託先は、帯田さんと同じで、川内原子力発電所対策調査特別委員会と思っているところです。時期的には、臨時会であるということを私としては考えているところです。

○委員長(森満 晃) 川添委員に申し上げます。

私のちょっと発言がおかしかったかもしれませんが今、付託の可否と付託先について、御協議をいただきたいということで、その後に付託の時期をしますので。

[発言する者あり]

○委員長(森満 晃) すみません、付託の可否と付託先でした。

そのほか、御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(森満 晃) 質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、本陳情の取扱いは委員会に付託することとし、付託先は川内原子力発電所対策調査特別委員会とすることで御了承願います。

次に、川内原発20年運転延長に反対することを求める陳情について、付託の可否及び付託先について、御協議いただきたいと思います。

それでは、質疑、意見はありませんか。

○委員(帯田裕達) 先ほどありましたように、私も臨時会を開催したほうがいいんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長(森満 晃) 帯田委員に申し上げます。

付託の可否と付託先について、まずお願いしたいと思います。

○委員(帯田裕達) さっきの発言のとおりで、よろしくお願いします。

○委員長(森満 晃) さっきの発言といたしますと、川内原子力発電所対策調査特別委員会にということでよろしいでしょうか。

○委員(帯田裕達) そのとおりです。

○委員長(森満 晃) そのほか、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(森満 晃) 質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、本陳情の取扱いは委員会に付託することとし、付託先は川内原子力発電所対策調査特別委員会とすることで御了承願います。

次に、原子力発電推進から脱却し原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情について、付託の可否及び付託先について、御協議いただきたいと思います。

それでは、質疑、意見はありませんか。

○委員(川添公貴) 付託することとして、付託先は川内原子力発電所対策調査特別委員会がいいかと思います。

○委員長(森満 晃) そのほか、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、本陳情の取扱いはいは委員会に付託することとし、付託先は川内原子力発電所対策調査特別委員会とすることで御了承願います。

次に、これら３件の陳情の付託の時期について御協議いただきたいと思います。質疑、意見はありませんか。

○委員（帯田裕達）臨時会を開いてはどうかと考えております。

○委員長（森満 晃）そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、これらの陳情は、臨時会において付託することで御了承願います。

以上で、陳情の取扱いについてを終了します。

ここで、お諮りいたします。ただいま陳情の取扱いについて、臨時会を開催して付託することとなりましたので、これに関係する臨時会の招集請求、会期、付議事件について議題に追加したいと思いますが、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、そのように取り扱うことに決定しました。

△陳情付託に伴う臨時会の招集請求について

○委員長（森満 晃）それでは、陳情付託に伴う臨時会の招集請求についてを議題といたします。

まず、事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（久米道秋）それでは、資料２を御覧いただきたいと思います。

現在、川内原子力発電所対策調査特別委員会におきまして、川内原子力発電所１・２号機の運転延長に賛成する陳情及び運転延長に反対する陳情がそれぞれ審査されているところでございます。

これに加えて、現在３件の陳情が提出されておりますが、申合せでは閉会中に提出された陳情は、次期定例会の会期中に取扱うこととなっております。これらの陳情は、本市にとって重要

な案件であり、本市議会の意思を示すためにも、直ちに同特別委員会に付託をする必要があると考えてございます。

つきましては、これらの陳情３件を付議事件として臨時会の招集を請求する必要があると思いますが、議会運営委員会の議決が必要となりますことから、次の事項について御協議をお願いするものでございます。

まず１番目に、招集案件、付議事件でございますが、まず、陳情第１１号川内原発１・２号機の２０年延長運転に反対する陳情。

次に、陳情第１２号川内原発２０年運転延長に反対することを求める陳情。

次に、陳情第１３号原子力発電推進から脱却し原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情の３件としてはと考えてございます。

次に、招集請求を行う日でございますが、本日１１月１３日月曜日としてはいかがかと考えます。

最後に、招集を依頼する招集予定日でございますが、１１月２１日火曜日としてはいかがかと考えてございます。

○委員長（森満 晃）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）質疑、意見はないと認めます。

それでは、陳情を付託するための臨時会の招集を請求することで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、資料のとおり、臨時会の招集を請求することに決定しました。

以上で、陳情付託に伴う臨時会の招集請求についてを終了いたします。

ここで、当局が入室しますので、しばらくお待ちください。

〔当局職員入室〕

△令和５年第４回臨時会の会期（案）について

○委員長（森満 晃）次に、令和５年第４回臨時会の会期（案）についてを議題といたします。

概要説明を事務局長に求めます。

○事務局長（田代健一）資料３、令和５年第

4回市議会臨時会会期（案）を御覧ください。

第4回臨時会の会期は11月21日の1日間としてはいかがかと考えます。

○委員長（森満 晃）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）質疑、意見はないと認めます。

それでは、令和5年第4回臨時会の会期については1日とすることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、令和5年第4回臨時会の会期（案）についての審査を終了いたします。

△令和5年第4回臨時会に付議される事件について

○委員長（森満 晃）次に、令和5年第4回臨時会に付議される事件についてを議題といたします。

一括、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（田代健一）資料4、付議事件等区分表（案）を御覧ください。

受理陳情が3件、陳情第11号から陳情第13号までにつきましては、先ほど御協議いただきましたとおり、閉会中の川内原子力発電所対策調査特別委員会に付託してはいかがかと考えます。

提出予定議案等につきましては、報告が3件、専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解するについて）でございまして、こちらは11月21日の本会議で報告を受けてはどうかと考えます。

○委員長（森満 晃）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）質疑、意見はないと認めます。

それでは、令和5年第4回臨時会に付議される事件については、説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、令和5年第4回臨時会に付議される事件についての審査を終了いたします。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午前10時14分休憩

~~~~~

午前10時16分開議

~~~~~

〔休憩中に当局職員退室〕

○委員長（森満 晃）ここで、本会議に戻します。

△閉 会

○委員長（森満 晃）以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、以上で、議会運営委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会

委員長 森 満 晃